

防じんマスクなどの呼吸用保護具については、労働安全衛生法令において、事業者が労働者に一定の有害作業を行わせる場合に着用させることを義務づけています。これら呼吸用保護具のうち、防じんマスクについては、所要の規格を満たしていることを担保するため、製造者などに対し販売前に型式検定を受けることを義務付けています。

このほど、取替え式防じんマスクについて、製造者が自社において定めている検査体制に基づき実施したサンプル検査（社内買取試験）において、一部の製品についてフィルターに漏れがあったことにより、国家検定規格を満たしていないことが判明しました。このため、対象となる型式についての規格不適合の内容などの報告が、厚生労働省に対して行われました。

厚生労働省では、製造者に対してこれらの製品の回収・交換の要請を行いました。これらのマスクは、既に一般の小売店などを通じて不特定多数の方に販売されており、現在、一部については所有者の特定ができていません。

厚生労働省では、この事実を厚生労働省ホームページに掲載して、直ちに該当する製品の使用を中止していただき、回収に応じていただくよう所有者への注意喚起を行います。また、製造者に対しては、引き続き、原因究明や再発防止対策などについて指導を行っていきます。

記

1 製造者： 興研株式会社

本社：東京都千代田区四番町7番地

2 該当する防じんマスク及びフィルター

型 式 名 称：サカキ式 1015-02 型（防じんマスク一式）

個数（マスク本体）： 35,174 個

ユニークロフィルタ-1015 用-02

個数（フィルター）： 950,569 個

製品の販売対象期間：平成 26 年 2 月 3 日～同年 12 月 8 日



サカキ式 1015-02 型
(第TM570号) 区分 RL2



ユニークロフィルタ-1015 用-02

3 規格不適合の内容（興研株式会社からの報告による）：

粒子捕集効率がR L 2クラス（国家検定規格では粒子捕集効率が95%以上）の取替え式防じんマスクの液体粒子捕集効率試験において、粒子捕集効率が94.6%であった製品が1つ見つかった。

4 不適合率、主な原因：現在調査中

5 回収状況について（平成27年1月23日現在）：

型式検定合格番号：第TM570号（取替え式防じんマスク）

個数(マスク一式)：35,174個のうち自主回収で268個は回収済み(回収率0.76%)

個数(フィルター)：950,569個のうち自主回収で773個は回収済み(回収率0.081%)

※ 自主回収の個数は、平成27年1月23日時点で興研株式会社担当工場に返却された製品の数であって、この数には営業所で回収し、工場に送付する準備段階のものや、輸送中のものは含まれていません。

6 その他（健康被害のおそれについて）

製造者から厚生労働省への報告によれば、該当製品について、社内試験では粒子捕集効率が規格に達しない製品の試験結果値と国家検定規格値との差は少ないですが、現段階では健康被害のおそれが否定できないとのことです。このため、厚生労働省は健康被害のおそれについては現段階では否定できないと考えていますので、所有者は使用を直ちに中止してください。また、健康被害の相談は興研株式会社、または厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室までお問い合わせください。